令和 年 月 日 WFX23第 号

関東運輸局 勝山 潔 運輸局長 殿

> 住 所 東京都江東区新木場1-18-13 氏名又は名称 WILLER EXPRESS株式会社 代表者名 代表取締役 平山 幸司 印略

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出書(案)

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

以上

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 東京都江東区新木場1-18-13 氏名又は名称 WILLER EXPRESS株式会社 代表者名 代表取締役 平山 幸司

2. 設定又は変更しようとする運賃を適用する路線

地域公共交通会議で協議された路線

3. 設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙1のとおり

- 4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 5. 実施予定日 令和6年2月1日

- ■設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法
- 1. 運賃の種類、額

【新事項】

	一回券	一日券	一日券	回数券
			(CHIKA TOKU)	(11 枚綴り)
大人	200円	500円	400円	1000円
高齢者				
障がい者	100円	250円	200円	1000円
子ども				

2.運賃の適用方法

イ.高齢者は、65歳以上が対象

(年齢がわかる身分証明書 (運転免許証、健康保険証、パスポート等)の提示者が対象 ロ.障がい者は、障がい者手帳の提示者が対象

ハ.子どもは、小学生以下が対象(未就学児は無料)

- 二.一日券 (CHIKA TOKU) は、WILLER EXPRESS 株式会社が指定する CHIKA TOKU の対象乗車券を提示した者が対象。指定する乗車券は参考資料を参照。
- ※令和5年9月30日までの期限付き運賃であったが、

豊島区地域公共交通会議の協議の結果、令和6年1月31日まで現在の運賃を継続し、 令和6年2月1日より新事項運賃へ変更する。

【旧事項】

	一回券	一日券	一日券 (CHIKA TOKU)	回数券 (11 枚綴り)
大人	100円	250円	200円	1000円
高齢者				
障がい者	100円	250円	200円	1000円
子ども				

2 運賃の適用方法

イ.高齢者は、65歳以上が対象

(年齢がわかる身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)の提示者が対象 口障がい者は、障がい者手帳の提示者が対象

ハ.子どもは、小学生以下が対象(未就学児は無料)

二.一日券 (CHIKA TOKU) は、WILLER EXPRESS 株式会社が指定する CHIKA TOKU の対象乗車券を提示した者が対象。指定する乗車券は参考資料を参照。